

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスの状況

大阪ガスグループは、企業価値の最大化を目指し、公正で透明な事業活動を通じて全てのステークホルダーの価値を高める「価値創造の経営」をグループ経営理念としています。この理念に基づき、経営の健全性を一層向上させるとともに、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を図っています。

当社では、取締役会などにより定められた社内規程に則り、業務を執行する取締役及び常務執行役員で構成する経営会議、及び取締役会で十分に審議を尽くした上で意思決定を行っています。取締役会は、社外取締役2名を含む13名で構成され、当社グループ全般にかかわる重要事項について、的確かつ迅速な意思決定と監督機能の充実を図っています。さらに当社は執行役員制度を導入しており、執行役員は、取締役会の定めた職務の執行に従事するとともに、代表取締役と取締役の一部が執行役員を兼務し、取締役会の監督機能及び業務執行機能のより一層の強化を図っています。当社は定款において、取締役は27名以内とする旨及び、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主のうち議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定めています。

また、当社は、監査役会設置会社を選択しており、社外監査役2名を含む4名の監査役それぞれが大阪ガスグループの取締役の職務執行を監査しています。さらに、取締役の指揮命令系統外の専従スタッフ4名から成る監査役室を設置し、監査役を補助することにより、監査役の監査機能の充実を図っています。

なお、社外取締役2名及び社外監査役2名は、大阪ガスグループの主要な取引先または当社の主要株主（それらの業務執行者を含む）ではないなど、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから十分な独立性を有していると判断し、当社が上場している金融商品取引所に対して独立役員として届け出ています。

内部統制システムの整備状況

当社は、内部監査部門として、監査部（19名）を設置し、年間監査計画などに基づいて業務活動が適正かつ効率的に行われているかを監査し、社内組織に助言・勧告を行っています。また、事業部やグループ中核会社などにおいては、グループ共通規程である「関係会社基本規程」及び「自主監査規程」で役割を明確に定めた上で内部監査人を設置するなど、監査機能や内部統制機能の充実・強化に努めています。

コーポレート・ガバナンス体制 (2011年6月29日現在)

